

教義第 1297 号
平成27年11月4日

各市町村教育委員会教育長
各教科用図書採択地区協議会会長
北海道教育大学総務部附属学校室長
各国立高等専門学校長様
各私立学校長
各教科書センター（分館を含む）館長
各教育局長
各道立学校長

北海道教育庁学校教育局義務教育課長

教科書採択における公正性・透明性の確保について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局教科書課長から、別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、本通知の趣旨に基づき、教科書採択における公正性・透明性の確保を図るよう、お願いします。

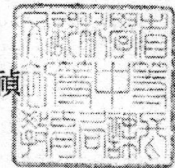
担当：義務教育課義務教育グループ 福井
TEL：011-231-4111 内線35-780
FAX：011-232-1072
E-mail：fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp



27初教科第44号
平成27年10月30日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 望月 禎



(印影印刷)

教科書採択における公正性・透明性の確保について（通知）

昨年8月のこととなりますが、本年度に行われた平成28年度から使用される中学校用教科書の採択に関連して、教科書発行者による編集会議が、教員等が参加し、採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない形で開催されていた事案がありました。これを受けて、文部科学省においては、平成27年10月30日付けで当該発行者及び一般社団法人教科書協会に対して、別添のとおり、企業活動における公正性・透明性の確保を要請する通知文書を出したところです。

もとより、民間主体である教科書発行者が、教育委員会又は学校関係者に対して、自らが発行する教科書について営業活動等を行うことについては、原則として当該発行者の判断と責任に委ねられています。

一方で、教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものであることから、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても、適正に行われる必要があります。中でも、採択は、実際に児童生徒が用いる教科書を選択する重要な行為であり、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、特に高い公正性・透明性が求められることとなります。

については、「平成28年度使用教科書の採択について」（平成27年4月7日付け27文科初第91号）、「平成28年度使用教科書の採択の公正確保について」（平成27年6月5日付け27初教科第22号）等において既に依頼しているところですが、上記事案も踏まえ、貴教育委員会内の関係部署のほか、域内の市町村教育委員会、学校・教職員その他全ての採択関係者に対して、上記通知文書等に掲げる事項の趣旨を改めて周知いただくとともに、これらの関係者とも密に連携の上、法令に則り、公正性・透明性の確保に各段の御配慮をお願いします。

【担当】

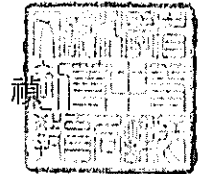
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



27初教科第43号
平成27年10月30日

株式会社三省堂 代表取締役社長
北口 克彦 殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 望月



企業活動における公正性・透明性の確保について（通知）

我が国の教科書制度においては、民間主体である教科書発行者が大きな役割を果たしており、教科書発行者が教科書の著作・編集に活かすために、教育委員会や学校関係者から意見を聴取したり、採択権者である教育委員会等に対して自らが著作・編集する教科書を採択するよう勧誘したりすることについては、原則として教科書発行者の判断と責任に委ねられております。

一方で、教科書は全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いる極めて公共性の高いものであり、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても、公正性・透明性が担保されることが必要であり、そのための必要最低限度のルールの実守を求めているところです。

この点、貴社が昨年8月23日に開催した編集会議において、教科書検定に係る申請図書の内容を同会議の参加者に提示するという不適切な取扱いを行ったことについては、昨年11月に、改善方策を含めて既に御報告いただいておりますが、同会議において、公正性・透明性の確保に疑念を生じさせるような事実があったこと、また、過去にも同様の編集会議が開催されていたことについて、併せて御報告がなかったことについては不適切かつ不誠実な対応であると言わざるを得ず、今般、貴社以外の者からの情報により、当該事実が明らかになったことは非常に残念な事態であります。

このような行為は、貴社のみならず、全ての教科書発行者、ひいては、教科書そのものに対する国民の信頼を低下させることにもつながりかねない行為であるということを深く自覚していただいた上で、今後の企業活動に当たっては、貴社に対していかなる疑惑の目も向けられることのないよう、厳に公正性・透明性を確保していただくよう強く要請します。

また、今般、明らかになった事実について、詳細な事実関係及び今後の改善方策を別途御報告いただきたいと考えておりますので、11月末日までに書面にて下記担当まで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、当該報告の内容に重大な不備があった場合又は改善が見込まれないと判断される場合には、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十九条第一号に基づく教科用図書発行者の指定の取消しも含めて必要な措置を講ずることを検討することとなりますので、御留意ください。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）
（発行者の指定）

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 （略）

二 その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。

2 （略）

（指定の取消し）

第十九条 文部科学大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一 前条第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 （略）

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）
（発行者の指定の要件）

第十六条 法第十八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 法人にあつてはその法人又はその法人を代表する者、人にあつてはその者が図書の発行に関し著しく不公正な行為をしたことのない者であること。

【担当】

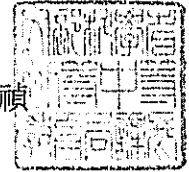
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



27初教科第43号
平成27年10月30日

一般社団法人教科書協会
会長 佐々木 秀樹 殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 望月 禎



教科書発行者の企業活動における公正性・透明性の確保について（通知）

平成27年10月30日付けで貴協会の会員である株式会社三省堂に対して、別添のとおり、企業活動における公正性・透明性の確保を要請する通知文書を発出しました。

貴協会におかれても、本件事案を一会員のこととしてではなく、教科書協会全体に関わる問題として受け止めていただいた上で、必要に応じて、教科書宣伝行動基準を含めた各種制度等について、適切な見直しに努めていただき、教科書発行者の企業活動における公正性・透明性の確保に、万全を期していただきますようお願いいたします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576